26豊農委第113号
平成26年9月29日

愛知県行政書士会東三支部
支部長　市川　雅敏　様

豊橋市農業委員会
会 長　杉浦　利晴

要望事項について（依頼）

本市の農地行政の推進につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、別紙のとおり取りまとめましたので、なお一層のご協力をいただきますよう周知徹底方よろしくお取り計らいください。

別紙

要望事項

1　共通事項について

（1）　許可申請にあたっては、あらかじめ農業委員会事務局担当者と相談のうえ、余裕をもった申請書の提出をお願いします。

（2）　農業委員会事務局の年間スケジュールをよく確認し、担当者が会議等で不在であることがあらかじめ知ることのできる日は、事前に担当者と時間を調整して来局してください。

（3）　許可書、受理書等を委任状で受領する場合は、申請者にその事務手続き等について十分説明し、申請者が重複して来局することのないようにしてください。

（4）　申請書、届出書等の住所、氏名（読み方）、年齢、職業等の内容は本人に確認してください。

（5）　申請書、届出書等の現況地目、利用状況欄は、現地を十分調査確認の上記載してください。

（6）　申請代理人で申請する場合は、平成２０年３月１４日付けの「行政書士等の代理人による許可申請手続きについて」の通知により、委任状を添付してください。県知事許可事案及び現況証明には、副本にも委任状の写しを添付してください。また、担当者氏名及び連絡先を明記してください。

（7）　許可申請、現況証明及び農地法第４条第１項第８号確認願等においては、申請地等の境界表示を明確にしておいてください。

（8）　農地審査会は、原則として、申請当事者に出席を求めますが、やむを得ず代理人が委任状で出席する場合、被委任者は同一案件で、受人と渡人とを同時に兼ねることは出来ません。

（9）　農地審査会の開始時刻になっても参集されない申請者等が見受けられますので、　日時、場所を確実に伝えてください。

2　３条許可申請について

（1）　申請時には、申請地及び所有地の現況が農地であること（全体が農地として取り扱われていること）が許可の条件ですが、現状把握の不十分な申請が見受けられますので、許可申請書提出前に現地確認を行うなど対処してください。

なお、所有農地の一部に２アール未満の農業用施設等がある場合は、「農業用施設等申出書」を申請書に添付してください。

（2）　賃借権設定の場合は、賃料を明記してください。

（3）　許可申請書の３．権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細欄は、譲渡人、譲受人のそれぞれについて、理由を具体的にわかりやすく記載してください、

（4）　農地法第３条許可申請書＜農地法第３条第２項第７号関係＞「７周辺地域との関係」の欄は、作付する作物、地域への影響、及び適合事項等を記入してください。

3　４・５条転用許可等申請について

（１）　転用目的が分家住宅の場合は、土地所有者からみた転用者との続柄を余白に明記してください。（例えば「長男の二男」「長男の養子」等）

（２）　農地法第４条許可申請書中 3.転用計画（1）転用事由の詳細、また、農地法第５条許可申請中 3.転用計画（2）権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細欄は、理由を詳細かつ具体的に記載してください。

（３）　受人が共有の場合は、持分を十分確認のうえ申請してください。特に市街化区域内の転用届出では、受理後すぐに持分変更のための取り消し再申請をする案件が見受けられます。

（４）　転用目的が駐車場又は資材置場の場合は、事業計画書の「1. 今回申請の転用計画等」の「(4) 申請地の面積（規模）を必要とする理由」欄を具体的に記載し、「2. 申請事業者の概要及び現施設等の状況」欄及び添付書類の利用計画図と一致するようにしてください。なお、利用計画図には車両の台数、資材の種類を記載してください。

（５）平成２４年４月１日以降に農地転用が許可された案件は、原則として、完了報告書の提出が許可の条件となっています。転用に係る工事が完了した後、２週間以内に完了報告書を提出してください。なお、申請代理人が提出する場合は、あらかじめ委任状に「許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限」を記載してください

（６）　駐車場、資材置場の農地転用許可に係る工事完了報告書には、駐車車両、保管資材が確認できる写真を添付してください。

（７）申請に係る農地が土地改良区の区域内にある場合には、当該土地改良区の意見書を添付し、非受益地の場合は、「7. その他参考になるべき事項」の欄に“〇〇土地改良区受益地外　平成〇〇年〇月〇日確認済“と記載をしてください。

4　農用地利用計画変更について

（１）　受益地の除外目的について（別紙資料のとおり）

受益地の除外目的について

受益地の除外目的について

別紙

除外の現地調査依頼票を提出する前に予め、申請地が農業用用水施設の工事実施中及び完了後８年未経過の受益地であるかどうかを管轄の用水土地改良区へ確認。（平成２５年５月現在、豊川用水二期事業実施中）

受益地

受益地

地域の農業振興を図る以下の施設に限る

受益地でない

受益地でない

これまでどおり

地域の農業振興を図る
以下の施設に限る

これまでどおり

（１） 企業立地に係るもの（アについては個別案件では該当しない）

ア　地区計画を要する工業用地造成に係るもの

・ 企業を誘致することに、地域の農業の雇用を確保し、安定収入につなげる。（農家の経済対策）

・ 無秩序な開発を抑え、一定の箇所にまとめることにより、より集団性のある農地を保全する。（優良農地の確保対策）

・ 企業の進出を機に、地区での離農を促すことにより、担い手に集中させ農地を一元管理し、農業の効率化を促進する。（効率化の促進）

イ　既存の施設の拡張に係るもの

・ 既にある程度の農業従事者の雇用を受け入れている企業が業務拡張のため隣接する農用地に土地を求めることにより、農家の雇用安定に寄与する。（農家の安定雇用）

ウ　コンビニ・ガソリンスタンド・店舗、医療・福祉施設に係るもの

・ 農家の日常生活の維持に資することを通じて、営農環境を整える。（農村インフラ整備）

（２）住宅地造成に係るもの

・ 地域の集落の維持拡大、農耕文化の保存に資することを通して、農業の有形無形の財産を守る。（農村集落の維持拡大）→農家住宅、自己用住宅、分家住宅